

医心 伝心

長〜い名前の条例

県医理事 渡辺 多恵

昨年12月に「障害のある人の人権を尊重し県民皆がともに生き生き輝く富山県作り条例」が成立しました。この成立前の検討会議に医師会から出席しました。目標とすることがわかりやすい名称ですが、まずは障害者差別解消条例という通称の方で記憶しました。

この障害者差別解消条例に先立っては、国の障害者差別解消法が成立しており、そこから具体的な行動を県市に求めてきているそうです。また昨年の国連障害者条約に批准するにあたって、この障害者差別解消法、障害者基本法、障害者総合支援法等の法整備が必要だったからだということでした。この条約批准の順番が世界で141番目という遅めのところが合点の行かないところですが、条約ということによってネット検索すると一般的な障害福祉の担当イメージの厚生省ではなく、外務省のホームページ上にのっています。というところ黒船かTTPのような外から来るものかということ、そうではなく国連の国際人権法から端を発し、障害者の世界ネットワークのロビー活動を取りこみ、作り上げられたと書いてありますので、少数例外者の問題として切り分けていた問題を普遍的なものとして問いかけることになったのでしょうか。

実際、この条例の特徴は障害者の定義を一般的な身体障害者、知的障害者という障害者イメージに限るのではなく女性、性的少数者、高齢者なども対象としていることと「障害は個人でなく社会

にある」という視点の導入で、すべての人に関わる問題として提示されていることです。たとえば強度の近眼の私は日本では特に生活に不都合を感じませんが、アフリカのサバンナの狩人としては致命的でしょう。そこから生活における合理的配慮—「障害のある人が他の人と同様の人権と基本的自由を享受できるように物事の本質を変えたり多大な負担を強いたりしない限りにおいて配慮や調整を行うこと」や、障害のある人も無い人と同じように利用できる環境デザインなどを求めています。そして県の条例においては差別に関する相談への対応や紛争の防止解決を図るための法整備、差別を解消する為の取り組みを推進する為のネットワーク構築を図る協議会などについて決めました。

実際医療現場では障害者ということが取りあげられることはあまりなく、病気の人かそうでない人かという区別が大きく、大概病人は健康人とセットで現れます。高齢者がひとりでとほとほときても十分に対応できるかということ難しく、身近にも性的少数者が入院してきたら本人の希望よりは外表の判断での性別分けでの入院を当然としています。この条例、条約が世の中に広がることによって新しい視点から見ると違ったことが見えてくるかもしれません。

「障害のある人の人権を尊重し県民皆がともに生き生き輝く富山県作り条例」を考えてみませんか。